

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 購買・販売・会計システム間のデータ連携による業務効率化
- 地域事業者・観光施設・行政との協働による販路拡大と商品開発
- 再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入等による環境負荷の低減

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、新規事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行うとともに、既存取引先についても条件変更時に書面確認を行います。

②手形などの支払条件

手形による支払いは原則行わず、現金または口座振込により速やかに支払いを実施します。また、支払サイトの短縮に努め、取引先の資金繰りに配慮した適正な取引を推進します。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 当組合は、取引先や地域事業者との信頼関係を基盤に、公正で持続可能な取引を継続することを基本理念とします。
- 経済的な効率化やデータ連携の推進だけでなく、取引を通じて地域の発展と環境保全に貢献できる組織を目指します。
- 職員一人ひとりが「地域貢献」と「共存共栄」の意識を持ち、日常の業務の中でパートナーシップ構築の理念を実践します。

令和7年11月10日

上野村農業協同組合

代表理事組合長 黒沢清隆

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。